

横 市 市 第 445 号
平成 24 年 (2012 年) 2 月 1 日

小助川 靖 様

横須賀市長 吉 田 雄 人
(公 印 省 略)

「切実なお願い」について (回答)

日ごろから本市行政にご協力いただき、厚くお礼申しあげます。お申し出いただきましたことにつきまして、次のとおり回答いたします。なお、回答が遅くなりましたことをお詫び申しあげます。

本市では、平成 19 年度に「ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例」を改正し、市内全域での路上喫煙の自粛を定めるとともに、横須賀中央駅周辺を路上禁煙地区に指定しました。さらに、その効果を調査するため、ポイ捨てごみの散乱状況に関する調査を実施しています。

この調査の結果、現在では条例改正直前に比べ、たばこの吸い殻を含むポイ捨てごみの数が約 3 分の 1 に減少しています。また、横須賀中央駅周辺の路上禁煙地区では、路上禁煙指導員が巡回し違反者に対する指導を実施していますが、この巡回指導でも 1 回の巡回で目撃する違反者の数が、現在では路上禁煙地区指定直後と比べ、約 5 分の 1 に減少しているという結果も出ております。

条例で規定する「路上喫煙」とは、歩行中の喫煙だけではなく、路上において立ち止まってたばこを吸う場合も対象となります。携帯灰皿を持参している場合にも路上での喫煙であれば対象となります。いずれの場合も市内全域での自粛の対象であり、路上禁煙地区では、違反行為となり指導の対象となります。

路上禁煙地区の市内全域への拡大については、市内全域での路上喫煙の自粛という規定のもと一定の効果をj得ている現状と、対象地域を拡大した場合の路上禁煙指導員の人件費等のコスト面の課題も踏まえ、引き続きポイ捨てごみの調査を実施するなど、状況を把握した上で検討していきたいと考えております。

また、お申し出のとおり、マナー違反の愛煙家の身勝手なふるまいは幼児などへの危険も伴う行為ですので、禁煙や分煙について正しい知識の普及や啓発に、より一層努めてまいります。

お問い合わせ先は、資源循環部資源循環推進課環境美化担当 佐藤 電話 046-822-9396 (直通)、健康部健康づくり課健康づくり担当 井上 電話 046-822-4537 (直通) です。

(事務担当は、市民部市民生活課市民相談担当 村井 電話 046-822-8114)